c）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］。なお、平成13年度以降の試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験を７年以上有し、かつ建設部門に該当する業務に４年以上従事している者。

d）ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）

(ｲ) 照査技術者は、下記に定める業務経験のいずれかを有しなければならない。

a）技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］

b）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］。平成12年度以前の試験合格者。

c）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］。なお、平成13年度以降の試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験を７年以上有し、かつ建設部門に該当する業務に４年以上従事している者。

d）ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。技術資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも技術資料を提出できるが、この場合、技術資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには開札の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

(6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、地域２において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

(7) 共同企業体を構成する場合は、次に掲げる事項を満たしていること。

① 各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

② 各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③ 中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書㈱による協定書（案）が提出されていること。

④ 各構成員の出資比率は30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

(8) 記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出していただき、当該資料に記載された技術提案内容の評価による技術評価点と、入札書の価格により算定される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、入札説明書による。

(2) 評価項目及び評価指標

工事目的物の性能・機能に関する事項の性能・機能及び社会的要請に関する事項の特別な安全対策、環境の維持を評価項目とする。

評価項目を達成するため、「品質管理」、「出来形管理」、「安全管理」、「環境対策」を評価指標とする。

(3) 評価項目内容

評価項目内容は、下記のとおりとする。なお、技術提案は、評価項目毎に３項目以内とし、評価項目毎に４項目以上の場合は、不適格とする。また、技術提案が１項目でもない場合は、不適格とする。

① 性能・機能「品質管理①」
床版コンクリートの品質向上対策とその効果（目標とするひび割れ指数を記載すること）

② 性能・機能「品質管理②」
剛結部コンクリートにおける空隙防止対策及び空隙確認・補修方法

③ 性能・機能「出来形管理①」
鋼桁の架設精度の出来形管理手法（目標とするキャンバー管理値を記載すること）

④ 性能・機能「出来形管理②」
床版の高さの出来形管理手法（目標とする管理値を記載すること）

⑤ 特別な安全対策「安全管理」
主要地方道横浜伊勢原線の戸沢橋の夜間通行止架設時の交通安全対策とその効果

⑥ 環境の維持「環境対策」
資材運搬時の隣接する民家に対する騒音・振動対策とその効果

(4) 評価項目の評価基準

評価項目の評価基準は、下記のとおりとする。

① 優：標準案に比べ、非常に優れているもの

② 良：標準案に比べ、優れているもの

③ 可：標準案と同等であるもの

(5) 評価点の付与方法

評価項目の項目別配点は、評価基準により、優／良／可を判定し、判定結果に応じて下記のとおり付与する。【判定方式】

① 性能・機能「品質管理①」
項目別配点　優20点、良10点、可０点

② 性能・機能「品質管理②」
項目別配点　優20点、良10点、可０点

③ 性能・機能「出来形管理①」
項目別配点　優15点、良7.5点、可０点

④ 性能・機能「出来形管理②」
項目別配点　優15点、良7.5点、可０点

⑤ 特別な安全対策「安全管理」
項目別配点　優15点、良7.5点、可０点

⑥ 環境の維持「環境対策」
項目別配点　優15点、良7.5点、可０点

(6) 落札者の決定方法

総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

① 総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）
αは「0.2」とする。

② 技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）

③ 価格評価点：100－200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ）
（0.75Ｌ≦Ｐ≦1.0Ｌ）
100／（Ｘ／Ｌ）×Ｐ／Ｌ　（Ｐ＜0.75Ｌ）
ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）
Ｌ：契約制限価格
Ｘ：0.75Ｌ以上の最低入札価格
ただし、入札価格が全て0.75Ｌを下回る場合は、Ｘ／Ｌを0.75とする。

(7) 記(6)において、総合評価点の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(8) 技術提案の履行に関する事項

受注者の責により入札時の提案内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評定点を最大10点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

(9) 技術提案にあたっての留意事項

技術提案書の作成にあたっては、特記仕様書、設計図書等に記載の制約条件等を十分に確認のうえ作成すること。条件を満足しない提案については、不適格とする。

4　入札手続等

(1) 担当部局　〒105―6011 東京都港区虎ノ門４丁目３番１号　中日本高速道路株式会社　東京支社　総務企画部　契約チーム　電話03―5776―5600（代表）

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法等

入札参加希望者には、入札説明書、入札公告の写し、契約書案、入札者に対する指示書、図面、仕様書、単価表及び割掛対象表（以下「設計図書等」という。）を交付する。

① 交付期間：平成21年11月２日（月）から平成22年１月29日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後４時まで。

② 交付場所：記４(1)に同じ。

③ 交付方法：設計図書等は、ＣＤ－Ｒにより無料で交付する。